

2008年9月9日

司法試験委員会委員長
高橋 宏志様

法と経済学会

会長 林田一吉



要望書

司法試験制度の見直しにあたりましては、2009年度より「法と経済学」を論文式筆記試験における独立した選択科目として位置づけられますよう要望いたします。

1. 選択科目に関しては、規制改革3か年計画の選択科目追加・削除基準を踏まえた見直しを

「規制改革推進のための3か年計画」(2007年6月22日閣議決定)は、「今後の選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者の供給者の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟に検討することを明記しております。

また、この閣議決定された基準を満たすか否かを判定するためには、現行科目、新規科目を問わず、次のような調査・分析・検討を行って基準への該当性をチェックすることが必須になると思われます。

- (1) 現行選択科目の法科大学院における講座開設、受講者・単位認定者数、講座担当教員(常勤・非常勤の区分等)などの状況
- (2) 司法試験における選択科目毎の合格率、合否判定における科目ごとのばらつきのある採点結果の調整等
- (3) 科目としての範囲の明確性、体系化・標準化がなされているかの根拠を踏まえた判定
- (4) 過去の出題問題ごとの、選択科目としての確立した体系、標準、教科書等との対応関係
- (5) 選択科目ごとの実務的な重要性、社会的な有用性・汎用性、社会における法サービス需要対応に関する根拠
 - ① 各科目に関する裁判事件、法的紛争、法律相談等の全国、地域における件数、そのシェア等、各選択科目分野を手がける弁護士、裁判官の人数、地域分布等
 - ② 基本的科目に加えて独自に試験科目とする必要性(実務家になってからの習得では適当ではない理由の有無、必要に応じて関連法令、文献、判例等を検索して調べる等によっては対応できない理由の有無等)
 - ③ 国家資格に係る試験において、選択科目として配置してその習得を奨励することの社会的、国家的な意味での必要性、有用性、汎用性
- (6) 以上を踏まえた追加・削除基準以外の、公的に決定された選択科目に関する基準の存否(選択科目の絶対数の多寡に関する基準の有無を含む)

上記の事項についての調査も、あくまでも現行科目がたまたま現在、選択科目となっていることが既得権として有利になることのないように、また新規科目が不利な扱いとなることのないように、完全に同一の基準により公正に検討されることを強く要望します。

なお当学会としては、上記事項について調査をされるに当たり、必要に応じて資料提供等

の協力をする用意があることを申し添えます。

2. 閣議決定された基準によれば、法と経済学はきわめて有力な追加候補

(1) すでに科目としての範囲が明確化し、体系化・標準化が整う

① 法と経済学会の設立

2003年2月、浜田宏一イエール大学教授を初代会長として法と経済学会が設立されました。これまでに、6回の全国大会（学術講演会）開催を通じて延べ約200題に及ぶ研究発表が行われたほか、外国人研究者による講演を含む数十回に及ぶセミナー開催、学術論文集の刊行など、約700名の構成員による活発な活動が継続しています。

② 標準的なテキストの確立

日本法への適用を含む標準的なテキストに関するもの、小林秀之・神田秀樹『法と経済学入門』（弘文堂・1986年）、マーク・ラムザイヤー『法と経済学—日本法の経済分析』（弘文堂・1990年）、林田清明『法と経済学—新しい知的テリトリリーー』（信山社・1997年）、宍戸善一・常木淳『法と経済学』（有斐閣・2004年）、福井秀夫『ケースからはじめよう 法と経済学—法の隠れた機能を知るー』（日本評論社・2007年）など、定評が確立されつつあります。

(2) 実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性が高い

① 法と経済学が育む論理的思考能力は、法曹にとっての必須の素養

法の解釈・適用に際しては、立法趣旨（＝法体系における位置づけ）及び法の機能（＝どのような要件により、どのような効果がもたらされるか）を客観的に把握したうえで、単なる条文の辻褄合わせでなく、立法趣旨に照らして法の機能を踏まえて解釈するという論理的思考能力が必須です。

このような論理的思考能力を育成するうえで、法的ルールが個人や企業等の諸活動にどのような影響を与えるのか、紛争の発生を未然に防止し、紛争が発生した場合に適正・迅速かつ実効的な解決・救済を実現するためには、どのように立法し、又は判決すべきであるのか、分析・判断するためのツールを提供する法と経済学の方法論に習熟することが有益かつ必要と考えます。

② すでに法改正実務にも活用

近年は、学会等の場において、現実の立法課題に対して法と経済学の方法論を適用し、その具体的法改正のスキームを提示する立法研究の成果が急速に蓄積しつつあります。これらの研究成果は、現に借地借家法改正による定期借家権導入、民法・民事執行法改正による不動産競売法制の抜本的改正、区分所有法改正等によるマンション建替法制整備など、法改正実務においても活用されています。

3. 検討作業の加速的実施を

あるべき法曹にとって求められる基礎的能力を具体的に提示し、法科大学院での実務法曹教育を適切に誘導するうえでも、司法試験の選択科目を早期に見直すことが重要と考えます。検討作業を加速して実施し、2009年度における司法試験より、選択科目に法と経済学が追加される措置をとるよう強く要望いたします。